

重点検討項目

重点点検分野名： 地球温暖化に関する取組

重点検討項目	国内における温室効果ガス削減の取組
関係府省	環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省ほか
検討内容の詳細	<p>我が国は、京都議定書第一約束期間（2008～2012年度）において、基準年（原則として1990年）比6%の温室効果ガスを削減することとされており、その約束の確実な達成に向けて、地球温暖化対策推進法に基づいて京都議定書目標達成計画を策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を講じてきた。また、第一約束期間終了後の2013年度以降についても、「当面の地球温暖化対策に関する方針」を決定し、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進してきたほか、2020年度の温室効果ガスを2005年度比で3.8%減とする削減目標の国連への登録や、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んできた。</p> <p>2015年7月17日には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定した。この約束草案及びパリ協定を踏まえ、2016年3月15日に同本部において地球温暖化対策計画（案）を策定し、現在パブリックコメントを実施しているところ。</p> <p>このような観点から、以下の項目について、点検を行う。</p> <p>a) エネルギー起源 CO₂ の排出削減対策</p> <p>b) エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス）の排出削減対策</p> <p>c) 森林等の吸収源対策</p>

重点検討項目	国際的な地球温暖化対策への貢献
関係府省	環境省、外務省、経済産業省ほか
検討内容の詳細	<p>2015年11月30日から12月13日までフランス・パリ郊外で開催されたCOP21では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。また、国連気候変動交渉以外の場でも、多国間の枠組み（G7、G20等）を活用し、世界規模での温暖化対策の推進に向けてさらに取組みを加速するべく、国際連携を推進しているところ。</p> <p>また、優れた低炭素技術等を活用して途上国における大幅な温室効果ガスの排出削減を実現する二国間クレジット制度の活用や、先進国間での政策協調の推進をはじめとした、二国間協力やアジア地域における協力を進めることも重要。二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャンネルを通じた重層的な外交を展開していく。</p> <p>なお、日本は昨年のCOP21において途上国支援とイノベーションの2本柱からなる「美しい星への行動2.0（ACE:2.0）」を発表した。</p> <p>このような観点から、以下の項目について点検を実施する。</p> <p>a) 二国間における協力、協調的施策 b) 地域における協調的施策 c) 多国間、国際機関との協調的施策</p>

重点検討項目	気候変動の影響への適応に関する取組
関係府省	環境省、農林水産省、国土交通省ほか
検討内容の詳細	<p>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書において、気候変動は全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間社会に影響を与えていること、将来、温室効果ガスの継続的な排出によって、気候変動がさらに進行し、人々や生態系にとって深刻で不可逆な影響が生じる可能性が高くなること、このため、気候変動に対し、緩和とともに適応を進める必要があることが示された。</p> <p>我が国では、政府全体の適応計画策定に向けて、中央環境審議会において、気候変動の影響の評価を行い、平成27年3月に「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」を取りまとめ、環境大臣に意見具申を行った。</p> <p>この意見具申で示された気候変動影響評価の結果を踏まえ、気候変動の影響への適応策を総合的かつ計画的に進めるため、平成27年11月27日に我が国として初の「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定された。</p> <p>このような観点から、気候変動の影響への適応に関する取組について点検を実施する。</p>